公益信託広島県眼科医会医学研究基金第二十期決算公告

一、事業概要
「広島県眼科医会賞」として一名に対し、助成金三十万円を交付した。
二、財産目録（平成二十七年三月三十一日現在）
資産の部
二五、二九八、七二四円
負債の部
○円
正味信託財産
二五、二九八、七二四円
平成二十七年六月三十日
広島市中区紙屋町一丁目三番八号
公益信託広島県眼科医会医学研究基金
受託者　株式会社広島銀行

公益信託広島市まちづくり活動支援基金第十二期決算公告

一、事業概要
広島市内において、自主的なまちづくり活動に取り組む市民活動団体計十七件に対し、助成金総額四百九十二万八千円を交付した。
二、財産目録（平成二十七年三月三十一日現在）
資産の部
六三、二五六、三一六円
負債の部
○円
正味信託財産
六三、二五六、三一六円
平成二十七年六月三十日
広島市中区紙屋町一丁目三番八号
公益信託広島市まちづくり活動支援基金
受託者　株式会社広島銀行

公益信託サニクリーン広島環境美化基金第十九期決算公告

一、事業概要
中国地方において、街の清掃活動を行うボランティア等の団体及び個人計二十八件に対し、助成金総額二百二万六千円を交付した。
二、財産目録（平成二十七年三月三十一日現在）
資産の部
二五、三三一、一七〇円
負債の部
○円
正味信託財産
二五、三三一、一七〇円
平成二十七年六月三十日
広島市中区紙屋町一丁目三番八号
公益信託サニクリーン広島環境美化基金
受託者　株式会社広島銀行

配当公告

愛媛県松山市東大栗町甲九二四番地
破産者　三桃食品株式会社四国工場
右の者に対する松山地方裁判所平成二十六年(フ)第二五七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
一般債権　金三六七、五〇〇、四二八円
二、配当することのできる金額
一般債権　金三七、八六二、九八七円
平成二十七年六月三十日
松山市千舟町四丁目五番地二平成ビル四階
破産管財人　山下　清

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道赤平市平岸新光町六丁目一番地、最後の住所北海道赤平市平岸新光町五丁目一〇番地
被相続人　亡　中津川政市
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年六月三十日
住所北海道滝川市扇町三丁目九番三四号
相続財産管理人　弁護士　丸山　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区巣鴨四丁目一二番地、最後の住所群馬県前橋市鼻毛石町一八一八番地一三
被相続人　亡　永島　完
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年六月三十日
群馬県前橋市石倉町五丁目九番一六号榛名ビル二階
相続財産管理人　弁護士　上野　猛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県東金市堀上一四八九番地二、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　宮野　晃
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年六月三十日
事務所千葉市中央区富士見二丁目三番一号
塚本大千葉ビル六階　東葉総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　伊藤　愛彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市菅平高原一二三八番地、最後の住所長野県上田市御所三二一番地三
被相続人　亡　鈴木喜一郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年六月三十日
東京都新宿区神楽坂一丁目ビル八階
相続財産管理人　弁護士　井上　宙史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区本町二丁目二〇番地七、最後の住所東京都狛江市岩戸北三丁目八番一一―一〇六号
被相続人　亡　金子　重之
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年六月三十日
事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目八番一〇号　エクセレンス吉祥寺三〇一号室
榎本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　榎本　孝芳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市磯部町三丁目四番地一一、最後の住所富山市本郷町一七四番地一五
被相続人　亡　大森富士男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年六月三十日
富山市西田地方町三丁目六番三〇号　富山みらい法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鍋谷　博志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市上小河原町一一九九番地七、最後の住所山梨県甲府市徳行四丁目一四番一号
被相続人　亡　深澤　喜文
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年六月三十日
山梨県甲府市相生二丁目五番一七号鈴木屋ビル四階たちかぜ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤巻　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県高島市安曇川町上小川二六六番地
一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　渕田　誠
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年六月三十日
事務所滋賀県大津市皇子が丘三丁目一二番二九号一階　相続財産管理人　中原　淳一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区島之内一丁目一八番地、最後の住所大阪府八尾市竹渕二丁目九四番地八
被相続人　亡　吉田　敏夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年六月三十日
大阪市北区西天満四丁目三番二五号梅田プラザビル別館Ａ八〇二
相続財産管理人　弁護士　平野　潤

第９期決算公告　平成27年６月30日
東京都港区芝五丁目34番７号
三菱オートリース・ホールディングス株式会社
代表取締役社長　谷村　信哉
貸借対照表の要旨（平成27年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	546
	固定資産	10,273
	合計	10,819
負債及び純資産の部	流動負債	6
	株主資本	10,813
	資本金	300
	資本剰余金	9,973
	資本準備金	940
	その他資本剰余金	9,032
	利益剰余金	540
	その他利益剰余金	540
	（うち当期純利益）	(516)
	合計	10,819